

一般競争入札における事後審査方式のお知らせ

令和2年12月28日

神栖市契約管財課

神栖市の条件付き**一般競争入札**は、入札参加者の事務負担の軽減と発注者の確認事務の効率化のため、開札後に市規定の範囲内で最低価格の者から入札参加資格審査を行い落札者を決定する**事後審査方式**で行っております。

入札参加資格要件を満たさない者が入札した場合でも特にペナルティーはありませんが、その者が落札候補者になったときは、事務手続きが非常に煩雑になり契約締結や事業着手の遅延につながることから、**入札前に発注公告の入札参加資格要件を十分に確認してから入札参加するようお願い**します。

1 落札候補者の決定

- ①開札後、落札決定を保留したうえで、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の申込をした者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設定している案件は「予定価格の制限及び最低制限価格以上」とする。
- ②事業種別が工事の低入札価格調査制度の対象となる案件において、最低価格入札者の価格が、神栖市建設工事低入札価格調査実施要領の低価格入札に該当する場合は、調査を実施する。低価格入札に該当し、調査資料の提出を求められた者は、低入札価格調査資料を提出しなければならない。調査の結果、履行可能と認められる者を落札候補者とする。
- ③落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及びその順位以降の者を決定する。
- ④落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。

2 落札者の決定

- ①入札参加資格を証明する書類により、落札候補者の資格審査を行い、その結果、入札参加資格があると認められる者を落札者に決定する。
- ②入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を落札候補者として、この者につき改めて入札参加資格の審査を行い、落札者が決定するまで行う。

※ 詳細については、「一般競争入札共通事項」を参照して下さい。

低入札価格調査制度については、「神栖市建設工事低入札価格調査実施要領」を、最低制限価格制度については、「神栖市建設工事最低制限価格の設定に関する試行要領」または「神栖市業務委託最低制限価格の設定に関する試行要領」を参照して下さい。

3 一般競争入札の流れ【フロー図】

